

鴻巣市議会委員会条例の一部を改正する条例

鴻巣市議会委員会条例（平成17年鴻巣市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「企画部」を「財務部」に改め、同号ウ中「秘書室」を「市長政策室」に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 固定資産評価審査委員会に関する事項

第2条第2項第2号ア中「福祉こども部」を「こども未来部」に改め、同号イ中「健康づくり部」を「健康福祉部」に改め、同項第3号ア中「都市整備部」を「都市建設部」に改め、同号イを削り、同項第4号ア中「市民部」を「市民生活部」に改め、同号中ウを削り、エをウとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。